

労働災害

第12次労働災害防止計画を答申—労政審

TOPICS

3

厚生労働省の諮問機関である労働政策審議会（会長・諏訪康雄法政大学院教授）は二月五日、第一二次労働災害防止計画を厚生労働大臣に答申した。計画では、二〇一七年までに「労働災害による死亡者数を二〇一二年度比で一五%以上減少させる」「労働災害による休業四日以上

の死傷者数を同一五%以上減少させる」との全体目標に加え、今次から初めて重点対策ごとの数値目標（図表）も盛り込んだ。

労働災害防止計画は、労働安全衛生法に基づき、厚生労働大臣が策定するものとされており、労災防止に向け、政府が自らの施策を明らかにするとともに事業者の自主的な指針を示すことを目的としている。今次では、二〇一三年度を初年度に二〇一七年度までの五カ年計画を定めた。

増加 長期的に減少傾向も直近二年は

労働災害による休業四日以上死傷者数は長期的には減少傾向にあるものの、直近では二年連続で増加している。業種別にみると、労働災害の多発業種である製造業と建設業では、雇用者数の減少と安全衛生対策の充実を背景に大幅な減少がみられる。業種別の死傷者数を一〇年前の二〇〇二年との比較

で見ると、建設業では三六・二%減、製造業では二五・七%減となった。

その一方で労働災害が増加しているのが第三次産業だ。雇用者数が急増するなか、必ずしも重点的な対策が取られてこなかった同業種では、死傷者数がこの一〇年間に一七%近く増加している。

とりわけ災害が多いのは小売業、社会福祉施設、飲食店で、なかでも近年雇用者数が大幅に増加している社会福祉施設では、二〇一一年の死傷者数が二〇〇二年度比で一四四・七%と二倍以上になった。

第三次産業を最重点業種に位置づけ

そのため、今次計画では、第三次産業を最重点業種に位置づけた。二〇一七年度までの目標として、労働災害による休業四日以上死傷者数を小売業で二〇一二年度比二〇%以上、飲食店で同一〇%以上減少させることを掲げた。

小売業における労働災害を事故の類型別にみると、転倒災害の割合が約三割と最も高くなっている。転倒は日常生活でも起こりやすく、命に関わるケガは必ずしも多くないことから安全に対する意識が醸成されにくい。

厚生労働省では、他の業種で蓄積したノウハウを活用しつつ、大規模店舗・

多店舗展開企業を中心に労働災害防止への意識を各事業場に浸透させたいと考えてだ。

労働災害の多くが倉庫などのバックヤードで発生していることから、現場での作業実態に着目し、危険箇所をマップで表示するなどの「見える化」を各事業場で推進する。

国内外の安全管理の好事例を収集し、啓発・指導に活用するほか、経営や業務管理に完全管理を組み込んだモデルを作成し、普及させる。また、滑りによる転倒や切れ・こすれによるケガが多発していることから、作業性、安全性、経済性を両立する安全靴や安全手袋などの保護具の開発、普及にも取り組む。

対策を推進する上で、責任者を明確にする観点から、特定の業種・規模の事業場で選任義務のある「安全衛生管理者」制度を参考に、現場の実態に即した効果的な安全管理体制の構築を検討する。同時に小売業での雇用者数が多いパート・アルバイトなど非正規労働者への安全指導も現場の実態を踏まえた上で充実させる。

介護施設で多くみられる転倒災害の防止対策として、県や市町村が実施する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全教育の普及や4S（整理・整顿・清潔・清掃）を徹底する。また、

腰痛も多発していることから、介護機器の導入による予防策を講じるほか、九四年に厚生労働省が策定した「職場における腰痛予防対策指針」で定める腰痛の健康診断の普及・徹底も指導する。

陸上貨物運送業では、労働災害に占める交通労働災害の割合は一割未満なのに対し、荷役作業中の労働災害は約七割を占めている。とくに荷台や荷物の上からの墜落・転落の割合が最も高い。そのため、計画には、業界団体と連携して、荷役作業中の安全ガイドラインを普及することなども盛り込んだ。

死亡災害対策を重点化

労働災害全体に占める重篤災害の割合は減少しているものの、依然死亡災害は建設業と製造業で過半数を占めており、対策の強化が求められている。

建設業の死亡災害で半数を占める「墜落・転落災害」対策として、労働安全衛生総合研究所と協力して、はしご、屋根などからの墜落・転落を防止するための機材・手法の開発、普及に努めることなどを盛り込んだ。

一方、製造業の死亡災害で約四割を占める機械での「はさまれ・巻き込み災害」防止対策では、災害が発生した事業場での原因を究明するとともに、機械設備の安全性に問題がある場合は、製造者などに改善を求める。さらに安全衛生体制が整っていない小規模事業場における安全衛生活動を底上げするため、中央労働災害防止協会による指

図表 重点対策ごとの数値目標

○重点業種対策	
第三次産業対策	
小売業	死傷者数(※1)を20%以上減少(※2)
社会福祉施設	死傷者数(※1)を10%以上減少(※2)
飲食店	死傷者数(※1)を20%以上減少(※2)
陸上貨物運送業	死傷者数(※1)を10%以上減少(※2)
建設業対策	死亡者数を20%以上減少(※2)
製造業対策	死亡者数を5%以上減少(※2)
○健康確保・職業性疾病対策	
メンタルヘルス対策	対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上に
過重労働対策	週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少(※3)
化学物質対策	危険有害性の表示と安全データシートの交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上に
腰痛・熱中症対策	
腰痛	社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少(※2)
熱中症	5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少(※4)
受動喫煙防止対策	受動喫煙を続けている労働者の割合を15%以下に

- ※1 労働災害による休業4日以上の死傷者数
 ※2 2012年と比較した2017年までの目標
 ※3 2011年と比較した2017年までの目標
 ※4 2008年から2012年までの5年間と比較した2013年から2017年までの5年間の目標

これらの取り組みにより、二〇一七年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を八〇%以上にすることをめざす。

従業員の健康障害を防止する観点から、引き続き過重労働対策にも取り組む。数値目標として、二〇一一年と比較して、二〇一七年までに週労働時間六〇時間以上の雇用者の割合を三〇%以上減少させることを掲げた。

事業者に対し、健康診断の実施と労働時間の確な把握・管理に基づく事後的な健康管理の徹底に取り組む。

さらに不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与取得を促進するとともに、これらの業種・職種における労使の長時間労働削減に向けた取り組みを支援する。

具体的には、労働災害の発生状況や労働災害防止の取り組みに加え、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発するほか、企業の労働環境を専門家が評価し、高い評価を得た企業を積極的にホームページで公表することで、求職者が労働環境のよい職場を把握しやすい仕組みをつくる。

一方、法令を違反した結果、重大な労働災害を繰り返した企業について、災害の重篤度、頻度など一定の基準を設け、公表することも検討する。

(調査・解析部)

導・援助活動を支援する。

対策の強化により、建設業では死者数を二〇一二年比で二〇%以上、製造業では同五%以上減少させることをめざす。

メンタルヘルス対策では職場環境の改善を

精神障害を理由とする労災補償の支給決定件数は年々増加傾向にある。厚生労働省がまとめた「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によれば、二〇一一年度は三二五件と過去最高を記録しており、対策の重要性が一段と高まっている。

計画では、メンタルヘルス対策として、不調者の早期発見・早期治療に加えて、不調になりにくい職場環境の改善に着目した。職場でストレスの原因

となるものを特定、評価した上で、必要な措置を講じてリスクを低減するリスクアセスメントのような手法を検討する。

不調の原因となりうるパワーハラスメント対策も盛り込んだ。二〇一〇年に厚生労働省がまとめた「職場のパワーハラスメント予防・解決に向けた提言」を参考に、パワーハラスメントの現状や課題、取り組み事例をポータルサイト「あかるい職場応援団」などを通じて紹介し、企業を啓発する。

早期発見策では、従業員が自分のストレス状態を把握できるようストレスチェックテストの導入を促すとともに、職場の相談窓口の整備を推進する。さらにテストの結果に基づきセルフケアを推進するとともに、日頃従業員と接する機会の多い管理職が適切に対応で

きるよう両者への教育研修や情報提供の機会を増やす。

企業がメンタルヘルス対策で休業していた従業員の職場復帰支援に取り組むやすいよう先進的な企業の好事例を収集する。さらに集めた事例を分析し、企業規模ごとのモデルプログラムを作成する。これらは厚生労働省で運営するメンタルヘルスに関する情報提供を目的としたポータルサイト「こころの耳」で公開する考えだ。

メンタルヘルス対策への取り組み方がわからない企業への支援にも取り組む。厚生労働省が二〇一一年に実施した「労働者健康状況調査」によれば、対策への「取り組み方がわからない」とする事業場の割合が約二割もあつたことから、従業員規模の小さい企業を中心に支援を強化する。

社会、企業、労働者の意識変革策も

腰痛予防対策では、社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業四日以上死傷者数の数を一〇%以上減少させることをめざす。

具体的な対策として、腰痛が多発する介護施設、小売業、陸上貨物運送業で、雇入れ時の教育に腰痛予防対策を盛り込むよう指導するほか、重量物取り扱い業務に一定の規制を設けることで腰痛の発生要因となりリスクを軽減することも検討する。

安全衛生対策の重要性は企業の中で十分に共有されておらず、一般社会でも認知度が必ずしも高くないことから計画には、企業、社会、労働者に対して意識変革を促すことを盛り込んだ。

対策として、業界や企業の安全衛生の水準を可視化し、社会的評価を受けられる仕組みを構築するとともに、労働者や国民全体に対する直接的な意識啓発にも取り組む。